

令和 5 年 12 月 26 日
(一社) 日本電設工業協会 事務局

各位

令和 5 年 12 月 26 日、国土交通省不動産・建設経済局 建設業課よりメールにて下記の情報がありましたのでお知らせいたします。

記

建設業の時間外労働の上限規制に関する Q & A について

(周知依頼文より抜粋)

建設業法第 27 条の 37 に基づく届出団体

平素より大変お世話になっております。
国土交通省不動産・建設経済局建設業課です。

令和 6 年 4 月から、建設業においても時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、
今般、厚生労働省より、建設業の時間外労働の上限規制に関する Q & A (追補分) を
作成した旨の共有がございましたので、情報提供させていただきます。

(掲載ページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/01.html

(追補版 Q A)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001183174.pdf>

(参考：本体 Q A (公開済みのもの))

<https://www.mhlw.go.jp/content/001115877.pdf>

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

